



エジプト：著名な政治活動家がようやく釈放



9 月 22 日、不当な罪に問われて禁錮 5 年の実刑を受け投獄されていたアラ・アブデル・ファタハさんが釈放されました。

著名な活動家であるファタハさんは政府に批判的なことでエジプト当局から繰り返し標的とされてきました。

直近の逮捕は 2019 年 9 月 29 日、抗議活動に対する大規模な弾圧の最中のことでした。2 年間も裁判もなく勾留され、2021 年 12 月、ソーシャルメディアで「虚偽のニュースを拡散した」という根拠のない罪状で、非常事態治安裁判所での著しく不公正な裁判の末、5 年の禁錮刑を宣告されました。同裁判所の判決は上訴ができません。

収監中、弁護士との面会は許されず、英国領事の訪問（ファタハさんは英国の市民権を持つ）も拒まれました。運動が認められたのは屋内でのみで、新鮮な空気を吸ったり日光を浴びることもできませんでした。非人道的な環境で健康状態が懸念される中、不当な投獄に抗議して長期のハンガーストライキを行った時は、命の危険にさらされました。

刑期は 2024 年 9 月 29 日に満了しましたが、エジプト当局は釈放日を 2027 年 1 月と決め彼を恣意的に拘束し続けました。これは国際法規範とエジプト国内法の双方を違反する措置です。

アムネスティはこれまでにファタハさんの釈放を訴える緊急行動（UA）を 17 回、呼びかけてきました。

9 月 22 日、エジプト大統領がファタハさんに対し恩赦を発令し、その日の夜、ファタハさんは釈放されました。

今回の恩赦は過去 6 年間にわたり彼の釈放を粘り強く求めてきた世界中の人たちのたゆまぬ努力の証です。みなさん、どうもありがとうございました。

トルコ：シリア難民が医療を受けられるように

HIV 感染が理由でトルコでの在留資格を取り消され、医療サービスが受けられなくなっていたシリア人の難民申請者アフマド・アーボさんの法的地位が回復されました。それに伴い必要な医療も受けられるようになりました。

2014 年以降、トルコで保護を求めるシリア人は、一時保護制度のもとで難民申請者として登録されれば、医療、教育、社会サービスを受けられ、働くこともできます。性的指向を理由とした迫害から逃れるためトルコにやってきたアーボさんも、2012 年から一時保護制度のもとでトルコで暮らしていました。しかし、2023 年に HIV の感染が分かると、「伝染病を保有している」という理由で一時保護資格が取り消され、強制送還センターに収容されました。

送還センターでは隔離状態に置かれ、性的指向と HIV 感染を理由に、独房のドア越しに食事を投げつけられたり、言葉の虐待を受けたりするなど、ひどい扱いを受けました。発症を抑えるために必要な薬も拒否されました。

6 カ月後に退去命令が取り消されて釈放されましたが、一時保護資格は「公共の秩序と安全への脅威」というあいまいな理由により却下されました。在留資格がないため、HIV の増殖を抑える薬や医療検査など、無料の医療サービスが受けられない状態が続いていました。

アムネスティはアーボさんの一時保護資格の回復を求めて UA を開始。それから 3 週間後の 8 月 26 日、アーボさんはイスタンブールの移民管理局に呼ばれ、その場で一時保護資格の回復を告げられました。身分証明書も発行され、無料の医療サービスを受けられるようになりました。

アーボさんからアムネスティに感謝の言葉が届いています。「UAのおかげで、また希望が持てるようになりました。みなさん、本当にありがとうございました。HIV 陽性という理由だけで、迫害に苦しみ拘束されました。今、再び身分証を手に入れ、権利を取り戻しました。これが UA の力だと思います。私のために要請活動をしてくださった方々、私を支えてくださったすべての方々に心から感謝申し上げます」

コンゴ民主共和国：活動家が自由の身に



アムネスティのナイロビ事務所で応援の手紙を受け取るンドゥンゴさん（右）

2022 年 4 月、若者の活動グループ「変化のための闘い（LUCHA）」のメンバーで法学生のキング・ムワミシヨ・ンドゥンゴさんは、治安維持を怠り、権力を利用して住民を恐喝するなど複数の人権侵害を犯しているとして州当局や軍、警察をソーシャルメディアで批判して「軍への侮辱」の罪で起訴され、同年 12 月に軍事裁判所により禁錮 5 年、公民権・政治権はく奪 5 年を宣告されました。

アムネスティは同時期にデモに参加したことで軍に拘束された LUCHA のメンバーでジャーナリストのエリアス・ビジムングさんとンドゥンゴさんの釈放を求めて UA を呼びかけました。ビジムングさんは同国東部の北キヴ州で再び台頭してきた反政府武装勢力「M23」を隣国ルワンダが支持していることに抗議するデモに参加して、「反乱運動への参加」で起訴されていました。ビジムングさんの審理はその後、民事裁判所に移され、起訴には根拠がないと無罪となり釈放されましたが、ンドゥンゴさんは拘束され続けました。

2025 年 1 月、「M23」が北キヴ州の州都ゴマを占領した際に、ンドゥンゴさんが収監されていた刑務所で対規模な脱走がありました。ンドゥンゴさんも混乱に乗じて脱出していました。アムネスティは彼が差し迫った危険にさらされていないことを確認、自由の身になったことを、ようやくここで、みなさんにお伝えします。

メキシコ：失踪問題の市民評議会が再始動へ

メキシコでは行方不明者が 12 万人以上に上り、今でも毎年大勢の人が失踪しています。2017 年、政府は「家族抜きでは進めない」を合言葉に、失踪者家族の参加を保障する立法プロセスを経て、失踪問題に関する強固かつ専門的な枠組みを承認しました。その柱の一つが「市民評議会」です。確実な失踪者捜索に向けた措置を提案し、政府の対応を監督するとともに不正行為の可能性を報告する諮問機関で、メンバーは失踪者の家族、人権または失踪者捜索の専門家、人権団体の代表になることが法律で定められています。任命は公的協議を経たうえで上院が担います。

メキシコの大きな課題である失踪者捜索への対処には市民評議会が重要であるにもかかわらず、2024 年 5 月以降、上院は評議会メンバーの公募を開始しておらず、評議会が機能していない状態が続いていました。

アムネスティは上院に対し評議会メンバーを公募・任命するよう要請する UA を展開しました。そして 2025 年 7 月 1 日、ついに上院がメンバーの選考プロセスに合意しました。現地の報道によれば 9 月には、メンバーが上院本会議で全会一致で承認され、次回の本会議で宣誓した後、任務を開始することになるとのことです。

UA ニュース

発行：アムネスティ・インターナショナル日本
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 2-12-14 晴花ビル 7F
TEL：03-3518-6777 FAX：03-3518-6778
E-mail：uaoffice@amnesty.or.jp

UA 年会費 1,500 円
郵便振替 00120-9-133251